

魚津市 出産・育児にやさしい企業奨励金について

◆奨励金の交付対象となる企業は次のとおりです。

ステップ1

代表者や管理職がイクボス宣言を行い、かつ、子育てを応援する取組や地域貢献活動を行っている。

(提出書類：イクボス宣言書と取組内容がわかる書類)



ステップ2

厚生労働大臣認定「くるみん認定」に認定されている。

(提出書類：認定通知書の写し)

ステップ2

富山県知事認定「元気とやま！子育て応援企業」に認定されている。

(提出書類：登録証の写し)

+

平成28年4月1日以降、男性従業員が育児休業を7日（週休日を含む）以上連続して取得し、当該休業終了後、職場に復帰している。

(提出書類：育児休業・職場復帰証明書類)

※ただし、一の年度において対象となる育児休業は、当該年度内に開始した育児休業であること。



申請書類を審査し、交付決定 ※1企業 10万円(1回のみ)